

令和6年度

旭川市放課後児童クラブ 入会申込の御案内

申込受付期間

【令和6年4～5月中の入会を希望する場合】

在校生（新2～6年生）の受付期間

令和5年 11月 14日 から 令和5年 12月 18日 まで

新入学生（新1年生）の受付期間

令和6年 1月 18日 から 令和6年 2月 7日 まで

【令和6年6月以降の入会を希望される場合】

令和6年4月以降に入会申込を行ってください。
(入会希望日の2か月前から申込を受け付けます。)

担当・お問い合わせ

旭川市子育て支援部こども育成課こども事業係

〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階

電話：0166-25-9127（直通） FAX：0166-26-5722

【受付時間】平日の午前8時45分から午後5時15分まで

市ホームページ URL：<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/251/258/>



1 放課後児童クラブとは

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により放課後に家庭にいない児童に、授業終了後や長期休業期間等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

放課後児童クラブでは、基本的な生活習慣の習得や、遊びや集団での生活を通じた自主性、社会性、創造性を培うことを目的とした活動を行います。

2 対象となる児童

旭川市立小学校に就学している児童で、「4 入会の要件」に定める要件に該当する方が対象です。

3 放課後児童クラブの概要

●開会日・開会時間

| 区分 | 開会時間 |
|---------------|------------------|
| 通常開会日（学校の授業日） | 児童の下校時 ～ 午後6時30分 |
| 土曜日 | 午前8時 ～ 午後6時30分 |
| 学校の長期休業期間 | |
| 学校行事等の振替休業日 | |

※児童が全員帰宅した場合は、午後6時30分より前に閉会する場合があります。

なお、次のような場合は、放課後児童クラブの開会時間等を変更することがあります。

◆通常開会日（学校の授業日）

風水害や地震、事件や事故の発生等により、小学校の開校状況が変更となる場合については、原則として放課後児童クラブでは次のとおり対応しますので、あらかじめ御理解ください。

① 小学校が臨時休校の場合

放課後児童クラブは臨時休会となります。

② 小学校の下校時間が早まる場合

放課後児童クラブは開会時間を繰り上げて開会します。

（給食がない場合は、お弁当を持参してください。）

③ 小学校の登校時間が遅くなる場合

放課後児童クラブは通常どおり開会します。

④ 感染症等に伴い学級（学年）閉鎖となる場合

通常どおり開会しますが、感染防止のため当該学級（学年）に在籍する児童は利用できません。

◆学校休校日（土曜日、長期休業期間等）

通常の開会時間は午前8時から午後6時30分までとなりますが、災害等の発生に伴い開会時間等を変更することがあります。

●開会しない日

| | |
|------|-----------------------------|
| 定例休会 | 日曜日，祝日 |
| | 年末年始（12月30日～翌年1月4日） |
| | 新年度受入準備（3月30日～31日）※年により29日も |
| 臨時休会 | インフルエンザ等の感染症により，臨時休校となる場合 |
| | 風水害・災害等により，臨時休校となった場合 |
| | その他，休会が適当であると市長が認めた場合 |

災害等発生時の留意事項

- ・災害等により開会時間に変更となる場合は，児童の安全確保のため，必ず保護者のお迎えをお願いします。
- ・市ホームページに開会情報等を掲載しますので，御確認ください。
- ・その他の詳細については，当日の状況を踏まえながら，放課後児童クラブから個別に御連絡します。

●利用料（児童1人当たり）

| | | |
|--------|-----------------------|--------------------------------|
| 運営負担金 | 放課後児童クラブの運営に必要な経費 | 月額 4,000 円 (16日以降の入会の場合は半額) |
| 傷害保険料 | 放課後児童クラブでの事故やけがに対する補償 | 年額 800 円 |
| 児童クラブ費 | おやつや工作費など児童に還元するもの | 児童クラブごとに定める額 (月額 2,000 円程度) |

※各費用の納入方法は入会の決定後に御案内します。

●運営負担金の減免

次に該当する場合は運営負担金が減免されます。

減免を受けるには，**年度毎に「放課後児童クラブ運営負担金減免申請書」の提出が必要です。**

| 区分 | 減免内容 |
|--------------------|---|
| 生活保護を受給する世帯（要保護世帯） | 月額 4,000 円 → 0 円 |
| 就学援助基準の準要保護世帯 | 月額 4,000 円 → 月額 1,500 円 |
| 2 子以上が同時に入会する場合 | (入会児童のうち一番下の児童) 変更なし (それ以外の児童) 月額 4,000 円 → 月額 1,500 円 |

※就学援助に関するお問い合わせ：学校教育課学務課就学助成担当（TEL.25-9117）

※入会後に区分に変更が生じた場合は，速やかに児童クラブ又はこども事業係まで御連絡ください。

4 入会の要件

対象となるのは、次の全てに該当する場合です。

- 着替えやトイレなど、身の回りのことが自分でできる児童であること。
- 過去5年間に放課後児童クラブ運営負担金の未納がない世帯であること。
- 保護者（65歳未満の同居する成人全員）が次の(1)～(7)いずれかに該当すること。

| 要件 | 内容 |
|--------------------|---|
| (1) 保護者の労働 | <p>次の要件をいずれも満たしていることが必要です。</p> <p>① 1か月に15日以上かつ3か月以上継続している（する見込みがある）こと。</p> <p>② 通勤時間等を考慮した上で、次の時間以降に保護者が留守であること。</p> <p>1年生 → 午後2時 2年生 → 午後2時30分 3年生以上 → 午後3時</p> <p>※シフト勤務の場合 ①を満たし、かつ、②を満たす日が1か月に7日以上あれば可となります。</p> <p>※夜勤（未明から明け方の時間帯にかけた勤務）を常態とした勤務の場合 個別に状況を確認した上での判断となりますので、こども育成課に相談してください。</p> |
| (2) 保護者の妊娠・出産 | 出産前3か月又は出産後3か月以内であること。 |
| (3) 保護者の疾病・障害 | 病気、負傷、障害等により、長期にわたり通院または入院、自宅療養していること。 |
| (4) 同居親族の介護・看護 | 親族等を常時介護または看護していること。 |
| (5) 家庭の災害復旧 | 震災・風水害等の復旧にあたっていること。 |
| (6) 就労を目的とした就学 | 就労を目的として職業訓練校や専門学校に通学していること（1か月15日以上かつ3か月以上継続）。 |
| (7) 虐待やDVのおそれがあるとき | 個別に御相談ください。 |

※着替えやトイレなどについて判断が難しい場合は、こども育成課に相談してください。

※運営負担金の未納については、入会を希望する児童だけではなく過去に利用した兄弟姉妹の運営負担金が未納となっている場合も含まれます。

【校区変更を行っている場合の注意事項】

祖父母や知人の家に帰ることを理由に校区変更をしている場合は、帰宅先となる祖父母や知人世帯の方々も、保護者と同様に満65歳未満の成人全員が労働等（(1)～(7)いずれかの要件に該当）で留守にしていることが必要となります（要件確認書類の提出も必要です）。

5 入会申込受付について

入会申込の前に必ずお読みください。

- ・入会の決定は申込順ではありません。
- ・定員超過など、放課後児童クラブの状況によっては、入会待機となることがあります。
- ・小学校に複数の放課後児童クラブがある場合は、住所や学年での区分けを基本として、入会先となる放課後児童クラブを決定します。
- ・入会先となる放課後児童クラブを希望（選択）することはできません。また、年度途中での新規開設等により、入会先の放課後児童クラブが変更となる場合があります。
- ・入会申込後に申込を取り下げの場合は、速やかにこども育成課まで連絡してください。
- ・入会申込後に申込内容（家族構成や就労等の状況など）に変更があった場合は、書類の再提出や追加提出が必要になりますので、速やかに提出してください。
- ・受付期間後も入会申込を受け付けますが、希望日から入会できないことや入会待機となることがありますので、受付期間内の手続きをお願いします。
- ・夏休みや冬休みのみなどの一時的な入会は受け付けておりません。
- ・支援員等の指示及び制止を聞かず他の児童に対して危害を加える、児童クラブ内の備品や消耗品等を壊す等の危険行動により児童クラブの安全な運営が維持できないと認められたときは、入会が決定された場合でも入会の取消・退会となることがあります。

●受付期間

令和6年4～5月の入会を希望する場合は、次の期間内に入会申込を行ってください。

| | |
|--------|-------------------------|
| 新2～6年生 | 令和5年11月14日 ～ 令和5年12月18日 |
| 新1年生 | 令和6年1月18日 ～ 令和6年2月7日 |

※令和6年6月以降の入会を希望する場合は、入会希望日の2か月前から申込を受け付けます。

※添付書類等に不備があると、年度当初から利用いただけない場合がありますので、手続きは余裕をもってお願いいたします。

●受付場所

就学先の小学校に開設している放課後児童クラブ

※小学校に複数の放課後児童クラブがある場合は、いずれの放課後児童クラブでも入会申込を受け付けますが、受付を行った放課後児童クラブが入会先になるとは限りません。

※小学校では受付ができませんので御注意ください。

●受付時間 ※放課後児童クラブの閉会日を除きます。

| | |
|------------|----------------|
| 学校の授業日 | 午後1時 ～ 午後6時30分 |
| 土曜日、学校の休業日 | 午前8時 ～ 午後6時30分 |

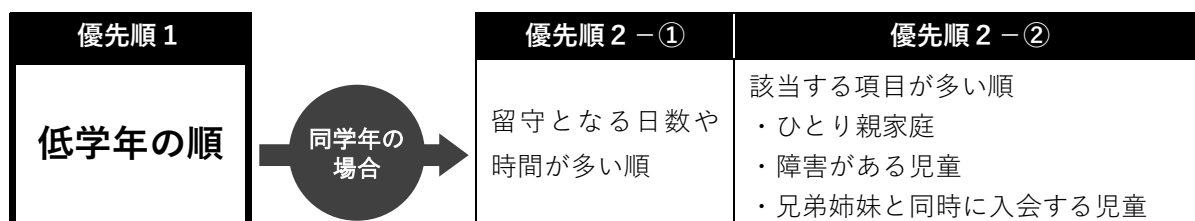
●申込書類

| 書類 | 必要数 |
|---|----------------------|
| 放課後児童クラブ入会申込書【 全員必要 】 | 児童1人につき1部 |
| 保護者の入会要件に関する添付書類【 全員必要 】 ※9ページ目の「放課後児童クラブ入会申込要件確認チャート」を参照。 | 保護者の人数分 ※世帯につき各1部 |
| 放課後児童クラブ運営負担金減免申請書【 該当する場合のみ 】 ※4～5月の入会を希望する場合は、入会決定後に提出してください。 | 世帯につき1部 |

●入会決定

次の優先順に基づいて入会を決定します。

ただし、定員を超過した場合など、放課後児童クラブの状況によっては入会待機となる場合や、希望日から利用できないことがあります。



●入会可否の通知

入会可否が決定した方については、**令和6年3月中旬頃（予定）**に結果を送付します。

※2月8日以降に申し込まれた方については、随時結果を送付します。

6 放課後児童クラブの利用について

利用できる日・時間

放課後児童クラブを利用できる日と利用できる時間帯は、保護者が認められた利用要件（労働等）により実際に留守となる間に限ります。

仕事の休み等で在宅している場合や私用で留守となる場合は、原則として利用できません。

※閉会時間を過ぎてのお迎えが続く場合や、放課後児童クラブの決まりごとを守っていただけない場合には、利用を制限することがあります。

※新1年生については、原則として入学式当日からの入会としていますが、入学式前（4月1日以降）からの登会を希望する場合は、「保護者の送迎」がある場合のみ利用できます。

児童のお迎え

放課後児童クラブでは、児童の安全確保の観点から、児童帰宅時の保護者のお迎えを基本としていますので、保護者又は保護者に代わる人（祖父母や兄弟等）のお迎えをお願いします。

私用で留守にするときや、午後6時30分までのお迎えが困難な場合は、ファミリー・サポート・センター（電話 74-5380）等を活用するなど、適正な利用をお願いします。

なお、小学校ごとの帰宅時間内であれば児童のみでの帰宅を認める場合もありますが、可能な限りお迎えをお願いします。

傷害保険について

放課後児童クラブでの活動中や小学校又は自宅と放課後児童クラブとの往復中の事故やけがに備え、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入していただきます。

保険料は児童1人につき年額800円です（保険料の振込手数料が別途自己負担となる場合があります）。

年度途中から入会する場合でも年額800円が必要です。また、休会又は退会した場合でも保険料はお返しできません。

7 旭川市が設置する放課後児童クラブ一覧（令和6年7月1日現在）

●箇所数

市内 42 小学校に計 83 か所

●放課後児童クラブ一覧表（公設）

| 児童クラブ名称 | 所在地 | 対象校 | 電話番号 |
|---------|----------------------------|------|---------------|
| 東町 | 豊岡 3 条 1 丁目 東町小学校内 | 東町小 | 32-4219 |
| 北鎮 | 春光 6 条 6 丁目 北鎮小学校敷地内 | 北鎮小 | 52-5040 |
| 北鎮第二 | 春光 6 条 6 丁目 北鎮小学校内 | | 080-8628-6587 |
| 東五条 | 東 5 条 5 丁目 東五条小学校内 | 東五条小 | 26-7590 |
| 東五条第二 | 東 5 条 6 丁目 1-8 タケダビル 1-C | | 26-0677 |
| 大有 | 旭町 1 条 6 丁目 大有小学校敷地内 | 大有小 | 53-8111 |
| 大有第二 | 旭町 1 条 6 丁目 大有小学校内 | | 080-7351-4734 |
| 近文 | 緑町 17 丁目 近文小学校隣接 | 近文小 | 54-1027 |
| 近文第二 | 錦町 15 丁目 2980-23 1 階 | | 54-4444 |
| 近文第三 | 緑町 14 丁目 3026-2 | | 53-5060 |
| 春光 | 末広東 1 条 1 丁目 1 階 | 春光小 | 55-7789 |
| 春光第二 | 末広東 1 条 1 丁目 2 階 | | 55-4567 |
| 神楽 | 神楽 5 条 8 丁目 神楽小学校敷地内 | 神楽小 | 62-1594 |
| 神楽第二 | 神楽 5 条 6 丁目 2-1 エスティ神楽 1 階 | | 61-0330 |
| 高台 | 春光台 4 条 4 丁目 高台小学校内 | 高台小 | 54-1020 |
| 青雲 | 曙 1 条 2 丁目 青雲小学校内 | 青雲小 | 24-3149 |
| 新富 | 新富 2 条 2 丁目 新富小学校内 | 新富小 | 26-8276 |
| 新富第二 | 新富 1 条 3 丁目 9-15 戸建て | | 25-7887 |
| 新富第三 | 新富 2 条 1 丁目 4-15 戸建て | | 24-3200 |
| 神居 | 神居 4 条 6 丁目 神居小学校敷地内 | 神居小 | 61-1716 |
| 神居第二 | 神居 5 条 7 丁目 2-3 戸建て | | 61-4500 |
| 神居第三 | 神居 5 条 5 丁目 4-3 戸建て | | 63-5088 |
| 千代田 | 東光 8 条 3 丁目 千代田小学校内 | 千代田小 | 34-9303 |
| 千代田第二 | 東光 10 条 3 丁目 5-12 1 階 | | 34-0411 |
| 永山 | 永山 5 条 18 丁目 永山小学校敷地内 | 永山小 | 48-3940 |
| 永山第二 | 永山 5 条 18 丁目 永山小学校内 | | 46-4446 |
| 永山第三 | 永山 2 条 18 丁目 2-33 1 階 | | 48-2525 |
| 啓明 | 南 2 条通 22 丁目 啓明小学校内 | 啓明小 | 33-9273 |
| 啓明第二 | 南 2 条通 22 丁目 啓明小学校内 | | 090-8427-4345 |
| 豊岡 | 豊岡 10 条 3 丁目 豊岡小学校敷地内 | 豊岡小 | 33-0953 |
| 豊岡第二 | 豊岡 11 条 3 丁目 豊岡地区センター内 | | 080-9770-5900 |
| 豊岡第三 | 豊岡 8 条 3 丁目 8-16 1 階 | | 32-1970 |
| 陵雲 | 末広 1 条 7 丁目 陵雲小学校内 | 陵雲小 | 57-4000 |
| 陵雲第二 | 末広 1 条 7 丁目 陵雲小学校内 | | 57-1213 |

| | | | |
|-----------|--------------------------|---------|---------------|
| 東栄 | 東光 4 条 6 丁目 東栄小学校内 | 東栄小 | 34-5246 |
| 緑が丘 | 緑が丘 3 条 4 丁目 緑が丘小学校内 | 緑が丘小 | 65-4350 |
| 緑が丘第二 | 緑が丘 3 条 4 丁目 緑が丘小学校内 | | 65-5050 |
| 末広 | 末広 6 条 2 丁目 末広小学校内 | 末広小 | 52-8654 |
| 永山西 | 永山 7 条 11 丁目 永山西小学校敷地内 | 永山西小 | 48-2269 |
| 永山西第二 | 永山 7 条 11 丁目 永山西小学校敷地内 | | 48-2279 |
| 忠和 | 忠和 4 条 4 丁目 忠和小学校敷地内 | 忠和小 | 62-3057 |
| 忠和第二 | 忠和 4 条 4 丁目 忠和小学校内 | | 63-1661 |
| 忠和第三 | 忠和 4 条 4 丁目 忠和小学校内 | | 63-0085 |
| 緑新 | 神楽岡 4 条 5 丁目 緑新小学校敷地内 | 緑新小 | 65-7451 |
| 緑新第二 | 神楽岡 6 条 6 丁目 3-5 1 階 | | 65-1678 |
| 旭川第 3 小 | 東光 8 条 8 丁目 旭川第 3 小学校敷地内 | 旭川第 3 小 | 32-8353 |
| 旭川第 3 小第二 | 東光 9 条 8 丁目 6-13 戸建て | | 32-2300 |
| 愛宕 | 豊岡 8 条 6 丁目 愛宕小学校内 | 愛宕小 | 31-9718 |
| 愛宕第二 | 豊岡 8 条 6 丁目 愛宕小学校内 | | 080-9664-5400 |
| 神楽岡 | 神楽岡 14 条 3 丁目 神楽岡小学校内 | 神楽岡小 | 65-2022 |
| 神楽岡第二 | 神楽岡 14 条 3 丁目 2-11 1 階 | | 66-0288 |
| 神楽岡第三 | 神楽岡 14 条 3 丁目 2-11 1 階 | | 65-1234 |
| 永山南 | 永山 9 条 6 丁目 永山南小学校敷地内 | 永山南小 | 47-7880 |
| 永山南第二 | 永山 9 条 6 丁目 永山南小学校内 | | 46-3166 |
| 永山南第三 | 永山 9 条 6 丁目 永山南小学校内 | | 47-3618 |
| 永山南第四 | 永山 11 条 4 丁目 パワーズαビル 2 階 | | 46-1155 |
| 西御料地 | 西御料 1 条 2 丁目 西御料地小学校隣接 | 西御料地小 | 66-0836 |
| 西御料地第二 | 西御料 1 条 2 丁目 西御料地小学校敷地内 | | 66-0877 |
| 東光 | 東光 17 条 6 丁目 東光小学校敷地内 | 東光小 | 35-5894 |
| 東光第二 | 東光 17 条 6 丁目 東光小学校内 | | 32-0128 |
| 神居東 | 神居 1 条 17 丁目 神居東小学校内 | 神居東小 | 62-6993 |
| 神居東第二 | 神居 2 条 16 丁目 プラザはやし 1 階 | | 63-2777 |
| 新町 | 4 条西 3 丁目 新町小学校内 | 新町小 | 26-1551 |
| 末広北 | 末広 5 条 11 丁目 末広北小学校内 | 末広北小 | 57-0616 |
| 末広北第二 | 末広 5 条 11 丁目 5-6 戸建て | | 57-5055 |
| 愛宕東 | 豊岡 7 条 9 丁目 愛宕東小学校敷地内 | 愛宕東小 | 32-3411 |
| 愛宕東第二 | 豊岡 7 条 9 丁目 愛宕東小学校内 | | 33-5892 |
| 愛宕東第三 | 豊岡 7 条 8 丁目 愛宕富士住民会館内 | | 080-8626-5896 |
| 向陵 | 住吉 5 条 1 丁目 向陵小学校内 | 向陵小 | 55-6664 |
| 向陵第二 | 住吉 5 条 1 丁目 向陵小学校内 | | 55-7088 |
| 旭川小 | 東旭川南 1 条 6 丁目 旭川小学校内 | 旭川小 | 36-1123 |
| 旭川小第二 | 東旭川南 1 条 6 丁目 東旭川こども園内 | | 36-1263 |
| 北光 | 旭町 1 条 16 丁目 北光小学校内 | 北光小 | 55-7002 |
| 北光第二 | 北門町 16 丁目 2159-5 戸建て | | 52-2008 |
| 共栄 | 豊岡 2 条 10 丁目 共栄小学校敷地内 | 共栄小 | 37-2899 |
| 共栄第二 | 豊岡 1 条 8 丁目 2-15 戸建て | | 33-5035 |

| | | | |
|-------|----------------------------|-------|---------|
| 近文第1小 | 東鷹栖3線10号 近文第1小学校内 | 近文第1小 | 57-0122 |
| 正和 | 大雪通8丁目 正和小学校内 | 正和小 | 27-6500 |
| 永山東 | 永山町13丁目 永山東小学校敷地内 | 永山東小 | 48-2820 |
| 知新 | 8条通13丁目 知新小学校内 | 知新小 | 24-2301 |
| 知新第二 | 6条通11丁目55-10 ラポール6条 1階 | | 24-7212 |
| 朝日 | 5条通19丁目1717-83 エンドレス519 1階 | 朝日小 | 35-8500 |
| 西神楽 | 西神楽南1条1丁目 西神楽宮前こども園内 | 西神楽小 | 76-4327 |

●運営委託先

旭川市が設置する放課後児童クラブについては、運営を次の事業者にて委託しています。

- ・旭川小／旭川小第二放課後児童クラブ (福)旭川保育会
- ・西神楽放課後児童クラブ (福)旭川松の木会
- ・上記以外の放課後児童クラブ シダックス大新東ヒューマンサービス(株)

8 民間事業者による放課後児童クラブ一覧 (令和6年7月1日現在)

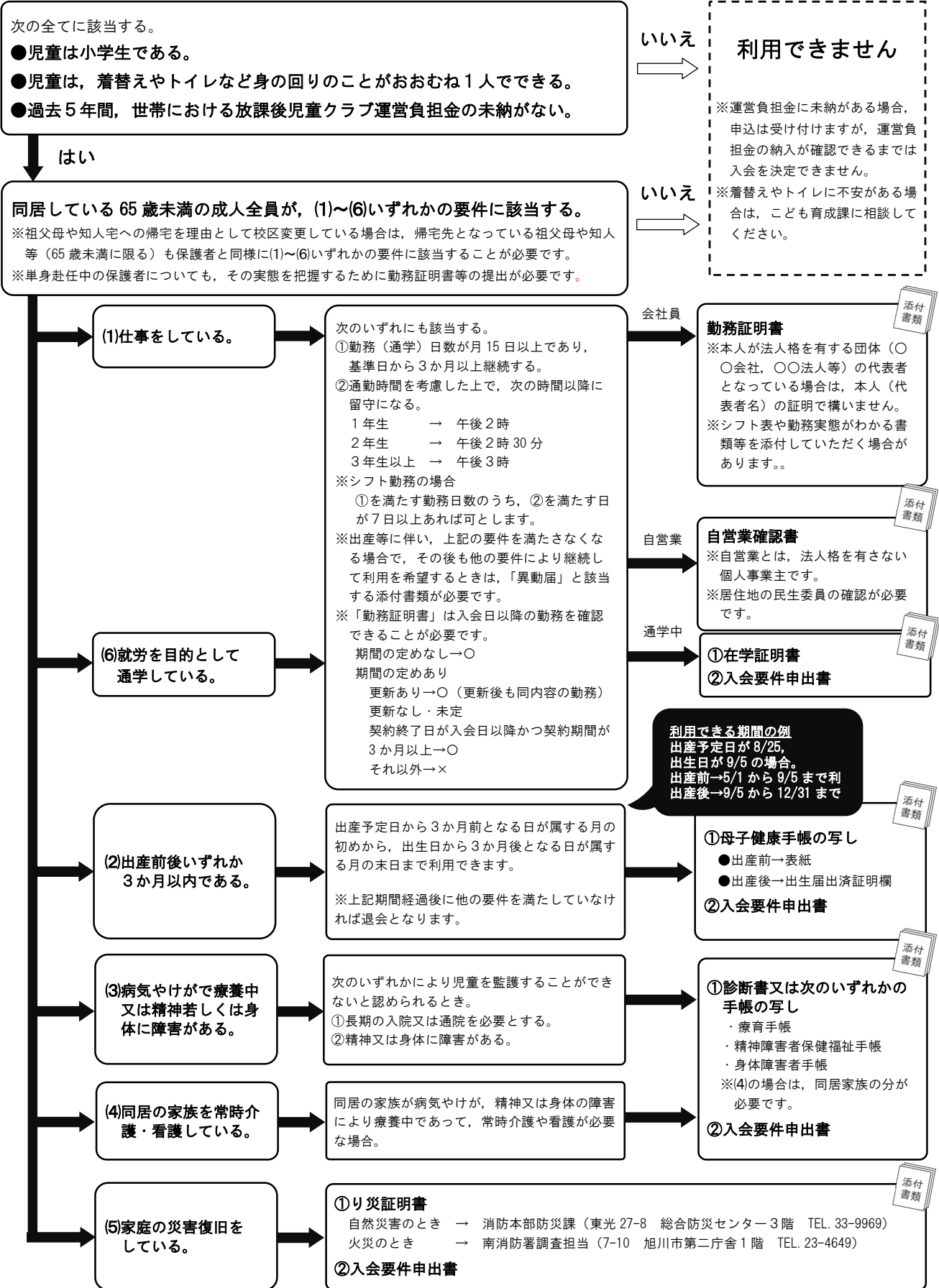
民間事業者が独自に設置する放課後児童クラブの利用を希望される場合は、各放課後児童クラブ設置運営事業者に直接お問い合わせください。

●放課後児童クラブ一覧表 (民設)

| クラブ名 | 所在地 | 運営事業者 | 連絡先 |
|-------------------------|----------------|---------------|---------|
| アフタースクール“あゆみ” | 旭神町22-54 | (学)川島学園 | 66-2332 |
| みどりクラブ | 金星町1丁目3-5 | (学)旭川報恩学園 | 26-2972 |
| 集イーバ(つどいーば) | 川端町3条4丁目1-6 | 個人 | 51-0613 |
| 旭川蘭契放課後児童クラブ | 末広1条2丁目2-21 | (福)旭川菁莪会 | 53-5386 |
| ふれんどりーくらぶ | 東光1条1丁目2-12 | あさひかわ福祉生活協同組合 | 33-1920 |
| 放課後児童クラブ「かっぱのこ」 | 末広2条13丁目1-8 | (福)のぞみ会 | 74-5811 |
| 真和保育園放課後児童クラブ | 東光17条5丁目3-12 | (福)旭川福祉事業会 | 76-7092 |
| 放課後児童クラブ『チャレンジ秋月』 | 秋月2条2丁目2-21 | (福)旭川保育会 | 46-1080 |
| 東光宮前放課後児童クラブ | 東光6条4丁目3-45 | (福)旭川松の木会 | 74-3690 |
| アフタースクールケア グリーンフィールド | 永山7条20丁目109-69 | (福)旭川水芝会 | 76-6080 |
| 放課後児童クラブ大町キッズ | 大町2条12丁目66-21 | (福)のぞみ会 | 73-8625 |
| 放課後児童クラブ「ナーモ」 | 春光台3条4丁目7-1 | (学)御西学園 | 51-3850 |
| 児童クラブ ふらっと | 緑が丘南3条1丁目5-24 | 合同会社もぐら社 | 56-1093 |
| 児童クラブ ほびっと | 神居町神岡242-1 | (福)旭川泉会 | 61-2233 |
| じどうくらぶ olioli | 神居3条18丁目2-1 | 個人 | 63-6117 |

放課後児童クラブ入会申込要件確認チャート

※基準日は利用開始希望日（年度当初の入会申込の場合は、令和6年4月1日）です。



「放課後児童クラブ入会申込書（表）」記入例

様式第1号（第5条関係）

放課後児童クラブ入会申込書

202 年 月 日

（宛先）旭川市長

次のとおり放課後児童クラブへの入会を申し込みます。

| | | | | | | | |
|---------------------------------------|--|---|--------------|------|---------|------------------|---|
| 保護者 | ふりがな | いくせい | | けんた | | 生年月日（西暦） | |
| | 氏名 | 氏 | 育成 | 名 | 健太 | 1985年 5月 5日 | |
| | 住所 | 〒 070 - 8525 旭川市 7条通9丁目48番地 | | | | マンション・アパート名, 方書等 | |
| | 電話番号 | (通 常) 0166 - 25 - 9127 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 () (緊急時) 090 - 1234 - **** <input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | |
| 入会 を 希 望 す る 児 童 | ふりがな | いくせい | | まさいち | | 生年月日（西暦） | |
| | 氏名 | 氏 | 育成 | 名 | 全一 | 2017年 9月 9日 | |
| | 小学校名 | 旭川市立 育 成 小学校 | | 性別 | 保護者との続柄 | 1週間当たりの利用予定日数 | |
| | | 新 (1) 年生 | | 男 | 子 | 5 日 | |
| | 障害者手帳又は療育手帳の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 手帳名： 身体障害者手帳 | | | 兄弟姉妹の入会の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 特別支援学級・通級指導教室在籍の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 有（内容について、次のうち該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> ） 【特別支援学級】 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 病弱・身体虚弱 <input checked="" type="checkbox"/> 肢体不自由 <input checked="" type="checkbox"/> 自閉症・情緒障害 <input type="checkbox"/> 弱視 <input type="checkbox"/> 難聴 【通級指導教室】 <input type="checkbox"/> 言語障害 <input type="checkbox"/> 難聴 <input type="checkbox"/> 学習障害 <input type="checkbox"/> 情緒障害 <input type="checkbox"/> 無 | | | | | | |
| 健康面・生活面の配慮の必要性 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 内容： 人が多いところでは落ち着きがなくなることがある。 | | | | | |
| 入会を希望する期間 | 2024年 4月 1日 から 2025年 3月31日 まで | | | | | | |
| 入会を必要とする理由 | 続柄 | 必要とする理由 | | | | | |
| | 父 | <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 同居親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | |
| | 母 | <input type="checkbox"/> 就労 <input checked="" type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 同居親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | |
| | 祖母 | <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input checked="" type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 同居親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | |
| | おば | <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 同居親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | |

※裏面にも記入欄があります。忘れずに記入してください。

記入上の注意

- ・「1週間当たりの利用予定日数」には、1週間の利用予定日数を記入してください。
なお、記入された日数に基づいて利用を制限するものではありません。
- ・「健康面・生活面の配慮の必要性」には、児童の心身の状態や性格等による配慮の有無及び内容を記入してください。
- ・「入会を希望する期間」の始期には、利用開始希望日を記入してください。
なお、月の16日以後に入会する場合は、入会した月の運営負担金が2,000円になります。

「放課後児童クラブ入会申込書（裏）」記入例

家族の状況

| 区分 | ふりがな | ふりがな | 続柄 | 生年月日（西暦） | 職業、勤務先 又は学校名等 | 同居・別居 |
|---------------|------|-------|-------|--------------|---|---|
| | 氏 | 名 | | | | |
| 申込みに係る児童以外の家族 | いくせい | けんた | 父 | 1985年 | 旭川子育て支援商事 （株） | <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |
| | 育成 | 健太 | | 5月 5日 | | |
| | いくせい | はなこ | 母 | 1985年 | 妊娠中 | <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |
| | 育成 | 花子 | | 11月 11日 | | |
| | いくせい | さくら | 妹 | 2020年 | 旭川育成保育所 | <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |
| | 育成 | さくら | | 3月 3日 | | |
| | ほうか | ごう | 祖父 | 1955年 | 無職 | <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |
| | 放課 | 豪 | | 6月 6日 | | |
| | ほうか | いくこ | 祖母 | 1960年 | 病気のため入院中 | <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |
| 放課 | 育子 | 8月 8日 | | | | |
| ほうか | あい | おば | 1987年 | 喫茶 放課 ※自営 | <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 | |
| 放課 | 愛 | | 2月 2日 | | | |

(注) 1 両面とも太枠内をすべて記入してください。

なお、記入内容は、放課後児童クラブに関すること以外には使用しません。

- 2 「保護者」欄に記載された方を宛先として文書等を送付します。
- 3 「住所」欄は、アパートやマンション名まで記入してください。
- 4 障害者手帳等をお持ちの場合は、手帳名（身体障害者手帳等）を記入してください。
- 5 「兄弟姉妹の入会の有無」欄は、既に入会している又は申込みをしている兄弟姉妹の有無について記入してください。
- 6 「健康面・生活面の配慮の必要性の有無」欄は、心身の状態や性格等による配慮の有無や内容について記入してください。
- 7 「入会を希望する期間」欄は、最長で申込み年度の3月31日までです。
- 8 「入会を必要とする理由」欄は、世帯内の65歳未満（令和6年4月1日時点）の成人すべてについて記入してください。
 なお、入会を必要とする理由が複数ある場合は、該当するものすべてを選択してください。
 また、「続柄」欄は、入会を希望する児童から見た対象者の続柄を記入してください。
- 9 「家族の状況」欄は、入会を希望する児童以外のすべての世帯員について記入してください。
- 10 次の場合も「家族の状況」欄の記入が必要です。対象者の氏名等を記入し、「職業・勤務先又は学校名等」欄に住所を記入してください。
 - ・父母等が単身赴任中の場合
 - ・親戚や知人宅を帰宅先として校区変更している場合
- 11 離婚を前提として別居している場合は、相手の氏名等を記入し、「職業・勤務先又は学校名等」欄に「離婚協議中」等と記入してください。なお、別居している相手の添付書類は不要です。